

治山・林道工事等の積算基準の適用について（お知らせ）

令和6年9月30日
広島県農林水産局

広島県が発注する治山・林道工事等の積算基準の適用についてお知らせします。

1 適用する積算基準書等

- ・令和6年版 治山林道必携（積算・施工編）【上巻・下巻】
- ・令和6年版 治山林道必携（調査・測量・設計編）
- ・「森林整備保全事業標準歩掛の制定について」一部改正新旧対照表
正誤表（令和6年5月31日付け）（別紙1）

2 適用対象

「総括情報表」の「単価適用日」が「06.10.01」のものから適用します。
なお、諸経費等については令和6年8月1日から適用しています。

3 その他

積算基準等の改正資料は、林野庁ホームページに掲載されています。

【林野庁ホームページ】

http://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/sekisan_kijun.html